

国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学位規程</p> <p>平成16年4月1日 16教規程第22号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本学の農学部又は工学部を卒業した者に授与する。</p> <p>2 修士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の前期2年の課程又は農学府の修士課程を修了した者に授与する。</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程（以下「連合農学研究科の博士課程」という。）を修了した者に授与する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。</p> <p>5 専門職学位は、技術経営研究科を修了した者に授与する。</p> <p>第4条～第9条 省略</p> <p>第10条～第22条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(学位授与の要件)</p> <p>第3条 学士の学位は、本学の農学部又は工学部を卒業した者に授与する。</p> <p>2 修士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の前期2年の課程又は農学府の修士課程を修了した者に授与する。</p> <p>3 博士の学位は、本学大学院の工学府若しくは生物システム応用科学府の博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）又は連合農学研究科の後期3年の課程のみの博士課程（以下「連合農学研究科の博士課程」という。）を修了した者に授与する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。</p> <p>5 専門職学位は、技術経営研究科又は工学府の専門職学位課程を修了した者に授与する。</p> <p>第4条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p><u>(専門職学位の学位論文の審査委員)</u></p> <p><u>第9条の2 専門職学位の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから2人以上とする。</u></p> <p><u>2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加えることができる。</u></p> <p>第10条～第22条 省略（現行どおり）</p>	

(学位記の様式)  
 第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表14までのとおりとする。

第24条～第26条 省略

附 則 省略

別表1～別表14 省略

(学位記の様式)  
 第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表15までのとおりとする。

第24条～第26条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表1～別表14 省略（現行どおり）

別表15（第23条関係）

印	年 月 日	東京農工大学	学位を授与する。	課程を修了したので技術経営修士（専門職）の	本学大学院工学府産業技術専攻の専門職学位	生 年 月 日	氏 名	本籍地（都道府県名）	学 位 記
修工専第 号									

附 則（23教規程第5号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。